

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」  
に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和8年7月  
環境省環境再生・資源循環局  
総務課制度企画室

今般、環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）が令和8年6月19日に公布されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正を行うことを検討しています。

つきましては、本件について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

1. 意見募集対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

3. 意見募集期間

令和8年7月3日（金）～令和8年8月2日（日）

4. 意見提出先・提出方法

御意見のある方は、意見募集要領に沿って電子政府の総合窓口（e-Gov）  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public> の意見提出フォームにて御提出ください。意見募集要領に沿っていない場合、無効となりますので御注意ください。

5. 留意事項

- （1）電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- （2）御意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承願います。
- （3）頂いた御意見については、意見提出者名、住所、電話番号及び電子

メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。

(4) 御意見に付記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本件の意見の募集に関する業務のみに利用させていただきます。

6. 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351 (内線 6884)

以上